

A. 研究目的

子ども家庭福祉分野において子ども虐待、思春期問題などが社会問題となっている。さらに、児童福祉施設に保護した子どもへのサービスの問題、虐待をした親への援助などの問題が職員の専門性、体制の問題として顕在化している。児童虐待防止法においては児童相談所所長と児童福祉司の任用資格について児童福祉法が改正されたが、制定から3年後には施行状況について見直しが行われることになっている。

複雑・多様化する子どもと家庭（親）の生活問題に対応する職員の資質の向上は喫緊の課題であるが、相談、助言指導、子どもへのサービス、親へのサービスにかかわるソーシャルワーカーについての資格、就業実態、職域、待遇、養成課程、訓練等について詳細な研究はなく、海外の研究もないため、今後の我が国における体制整備を考えるための基礎資料の収集が急がれている。

そこで本研究は2年間にわたりカナダ（オンタリオ州、ブリティッシュ・コロンビア州）、ニュージーランド、イギリス、アメリカ、韓国、シンガポールの6カ国における子ども家庭福祉分野—日本の児童相談所に相当する機関・団体のソーシャルワーカーの専門性を明らかにし、今後の我が国の援助システムのあり方、職員の専門性の向上を図るためにインサービス・トレーニングのプログラムを策定することで子どもと親（家庭）のウェルビーイングの促進を図ろうとするものである。

1年目（2001年）は、上記の日本における児童福祉司に相当する職員の資格、配置基準、職域、職員の構成、インサービス・トレーニング、養成課程、実習生の受け入れなど基礎資料の収集を行った。2年目（2002年）は、不足資料の収集とソーシャルワーカーのインサービス・ト

レーニングのプログラムについて明らかにし、日本での児童福祉司の通信教育のカリキュラムや厚生労働省が行う各種研修の基礎資料を収集した。

B. 研究方法

本研究では、研究班分担研究者：才村 純、前橋信和、中谷茂一、澁谷昌史、研究協力者：農野寛治、伊藤嘉余子、高橋正子、坂本いずみ、森成樹、有村大士、荒川裕子、趙ウンジョン、山本真実、桐野由美子を設置して定期的な研究会を開催した。さらに、可能な範囲で調査対象国の研究者の協力（カナダ：イト・ペング、アメリカ：丸山暁里、韓国：朴千満、申和静、シンガポール：SIM NGEEMONG）を得てより効率的な情報の収集にあたった。

1年目については、

- ①まずインターネットや既存の文献の収集を通して実態の把握を行った。
- ②収集した資料を基に現地での調査を実施し、最新のデーターの収集を行い整理した。
- ③日本との違いを明らかにしつつ、今後の日本のあり方を考察した。

（倫理面への配慮）

本研究は、制度や援助する側の実態把握が中心であり、個別のケースの解析等は実施しない。当然、ソーシャルワーカー等の人権への配慮を最大限に行う。

C. 研究結果

①対象6か国のうち、アメリカ、カナダ、イギリスは約40年前から子ども虐待に対応してきた実績があり、多様なソーシャルワーク実践のモデルや道具（アセスメントシート）がすでに定着している。

特に、オンタリオ州（カナダ）では、虐待で

死亡した子どものインクエストが社会的に実施され、大きな制度改革が行われた。インクエストとは検死官によって開催が請求され裁判所で行われる公的に死亡原因を明らかにし、システムのどこに問題があったかを明らかにする場である（裁判ではない）。マスコミにも公開される。その結果、子ども虐待に対応するソーシャルワーカーが大幅に増員された（1998年2,980人から2001年4,263人へと1,283人増員）。

②トロント、ニューヨークでは、伝統的にソーシャルワーカーは大学院修士号(MSW)を取得していることが最低の条件であったが、採用人数の急激な拡大に伴い学部卒（ソーシャルワークのみならず心理学、社会学等の領域にも拡大）の採用が増加している。

③その結果、採用後の研修が重視され「オンタリオ州子ども保護ワーカー・トレーニング・プログラム・カリキュラム」が策定され、実用化されている。具体的には、州政府コミュニティ・家庭・子どもサービス省（Ministry of Community, Family and Children's Services）が作成した詳細なオンタリオ州の子ども保護ワーカーに不可欠なコンペテンシー（新任ワーカーのコンペテンシー、認定ワーカーのコンペテンシー、マネージャー、スーパーバイザーのコンペテンシー）に基づいたトレーニングの受講が義務づけられている。

④一方、トロントの CAS (Children's Aid Society) では、ワーカーの業務が多忙になり、大学生の実習の受け入れ数が減少している。このことが CAS への就職を希望する大学院生の数が減少し、CAS は MSW を取得した学生の確保が困難になるなどの悪循環を招いている。

⑤ブリティッシュ・コロンビア州では地方分権のあたらしい方針を打ち出し、保健と子ども

へのサービスについて、新たに 2003 年 4 月から 5 つの地区に区分し、その地区に対し財源・権限を委譲する形で、政府レベルから、コミュニティ・ベース・モデル (Community Base Model) に基づきサービス主体の転換が 2004 年 4 月 1 日から実施される予定である。今まででは、州政府の公務員が直接サービスを提供してきたが、オンタリオ州の CAS のような形になる。新たに 5 地域に CEO (Chief Executive Officer) が任命され、市民の代表からなる諮問委員会が設置され、サービスの運用が行われることになる。

⑥ニュージーランドでは、1989 年に「子ども・青少年およびその家庭法」の大規模な法改正が施行され、2001 年に子どもと家庭に関する専門的な政府機関として子ども青少年家庭局（CYF）が設置された。スタッフ総数は 2,331 名で中核的な一線のワーカーはそのうち 1,001 名である。サービスが不十分であるという評価、職員の疲弊、13% のスタッフが毎年替わる、子どもの死亡が増加するといった問題をきっかけに職員の労働状況とサービスの質の低下について調査が行われた。その結果、すべての官民を含む社会福祉分野のソーシャルワーカーの労働環境、資質、技術についての改善が勧告された。65% の財源が増え、現在、その子ども家庭福祉システムの改革が進行しつつあるがその成果は着実に現れている。

⑦職員の任用と専門性について、現時点でソーシャルワーカーの厳格な任用資格はない。ソーシャルワーカー養成教育は、学部レベルでの教育を主としている。実践者養成教育は、ソーシャルワーク学科卒に当たる 4 年間の BSW と他学科卒業にソーシャルワーク実践の専門教育を施す 2 年間のディプロマ・イン・ソーシャルワークのプログラムがある。CYF では、必ずしもソーシャルワークの専門教育を受けた者だ

けが採用されるわけではないために、新任および現任職員のためのトレーニング・プログラムが多く用意されている。北島と南島に各1カ所の国立のトレーニング施設があり、年間を通して体系的な実践的なトレーニングが行われている。

⑧法改正で特筆する点は、子どもに関わる関係者（被害者、加害者、親、親族など子どもの利益に関心のある者）が集まり子どものケア方針を決定するファミリー・グループ・カンファレンスの開催である。それまでは、ソーシャルワーカーらをはじめとする専門家がもっていた子どもに関する決定権を家族の手に移したことである。これは、マオリ族の文化や価値観を法律に反映させたものである。これによって、家族は子どもの人生に深く関わっている人たちが集まり、その子どもに関する話し合いを充分にした上でこれからることを決めるという家族中心のシステムであるが、これをコーディネートするソーシャルワーカーの力量が問われことになる。

ファミリー・グループ・カンファレンスという新たな家族を支えるソーシャルワーク実践のモデルが開発され、アメリカ、カナダ、イギリスでもそのモデルの有効性が注目されている。

⑨イギリスではソーシャルワーカー資格の登録&メンテナンスのシステムが確立し、現任研修受講が義務づけられ、受講が資格更新の必須条件になっている。

⑩ソーシャルワーカー養成に対する国の支援が積極的であり、例えば、ソーシャルワーク課程の学生への生活費支給が行われている。学生は、生活費を気にせずに実習に専念しやすくなる。

⑪大学と福祉現場との協調・連携関係が確保され、実習受入状況も良好で、大学で「実習担当者養成」や実習担当職員のスーパーバイズなども行っている。

⑫機関や施設におけるサービス内容を厳しく評価するシステムが確立されている。政策理念として“Best Value”と“Quality Protect”的考えが、広く普及している。

⑬韓国では、2001年に児童福祉法が改正され、18か所の児童保護機関が設置された。そのうち16か所は民間団体への業務委託であり、行政が直接サービスを実施しているのはソウル西部（ソウル特別市）と釜山（釜山市）のみである。

⑭中央子ども虐待防止センターは隣愛会に委託されているが、DSW（ソーシャルワーク博士）取得者やMSW（ソーシャルワーク修士）取得者が雇用され、より専門性が確保されている。

⑮シンガポールは政府が直接サービスを実施している。政府には20人のソーシャルワーカーが雇用されているが、必ずしも専門性は担保されていない。英国の専門家を招き研修を行っている。

特に、今後日本に参考になるのはコミュニティを基盤にしたファミリーサービスセンターである。そのセンターが提供するファミリー・ライフ・エデュケーションのプログラムは大変興味深い。

D. 考察

初年度は、6カ国日本の児童相談所の児童福祉司に相当するソーシャルワーカーを中心とした調査を実施した。その結果、ニューヨーク、トロントともにソーシャルワーカーの雇用が急激に増大し、旧来の大学院修士課程修了（MSW：Master of Social Work 取得者）者のみでは、必要人数が確保できず学部卒（BSW）の

ソーシャルワーカーも雇用し、しかも、ソーシャルワークのみならず社会学、心理学の専攻者などにまで対象を拡大している。ゆえに、採用したワーカーのトレーニングが非常に重視されインテンシブな教育プログラムが策定され実施されている。

特に、メンターやスーパーバイザーが重視され、担当ケース数を少なくして新任者養成に力を入れている。

ニュージーランドでは北島・南島にそれぞれ国立のソーシャルワーカーの研修施設が作られ、高度なトレーニングが行われている。

シンガポールは、ソーシャルワーカーと呼称しつつも、必ずしも専門教育を受けた職員ではなく、ここでもイギリスから専門家を招き現任教育を重視していた。韓国では、民間団体への業務委託が多く、博士号、修士号を有する専門教育を受けたソーシャルワーカーが多いのが特徴である。今後の日本での児童福祉司採用をどうすべきであるのかが課題となる。

ニューヨークのように、学部卒はケースワーカー、大学院修了のMSWをソーシャルワーカーと区分し、リスク・アセスメントなどの高度な仕事はソーシャルワーカー（MSW大学院修士課程修了者）のみに限定している例などは参考になろう。

また、リカレント教育として、大学院、夜間大学院、通信制の大学院も活用し、ワーカーの専門性の向上に努めている。

E. 結論

①ニューヨークは日本の児童相談所と同じように行政が直接サービスを実施している。MSWを中心としたソーシャルワーカーが雇用され、現任研修のマニュアルも整備され徹底した研修が行われている。さらに、大きな特徴は、

多くの民間団体と契約し、高度な民間団体が提供するサービスを行政が購入し、子どもと親へのサービスを提供している。

②オンタリオ州では、53の民間団体であるCASに日本での児童相談所の業務を子ども家庭サービス法に基づいて委託している。ゆえに、日本と比べソーシャルワーカーの専門性が高い。さらに、雇用後の研修もマニュアルが整備され、初任者・ワーカー・マネージャーなどが必要とするコンペテンシーを明確化し、徹底した研修が実施されている（具体的なカリキュラムは本文参照）。

③ニュージーランドは現在制度改正が行われ、その成果が確実に具現化されている。

特に、実践の中でモデル化されたファミリー・グループ・カンファレンス（FGC）の新たなソーシャルワークのモデルは、日本の児童相談所にも導入する必要がある。

④韓国は、2000年に児童福祉法が改正され、18カ所の児童保護機関が設置され、現在その体制の整備が進行している。だが、日本の児童福祉司より専門家（修士号、博士号の取得者）が雇用されており、今後の活動が期待される。

また、大邱児童虐待予防センターでソーシャルワーク専攻の学生を“ジキミ”として訓練し、活用している例などは日本でも参考になる。

⑤シンガポールは、政府直営であり、システムは一応できてはいるが専門のソーシャルワーカー養成はこれからの課題である。

⑥イギリスでは、ソーシャルワーカー資格の登録・更新のシステムが確立し、現任研修受講が義務づけられ、受講が資格更新の必須条件になっており、ソーシャルワーカーの専門性が担保されている。

F. 健康危険情報

ナシ

G. 研究発表

1. 論文発表

『6カ国の子ども虐待への社会的対応』(仮題、出版予定)

2. 学会発表

●第50回日本社会福祉学会大会（日本社会事業大学）で報告

●第51回日本社会福祉学会大会（四天王寺国際仏教大学）で報告予定

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 (ナシ)

2. 実用新案登録 (ナシ)

3. その他 (ナシ)